

広報いながわ

編集発行:猪名川町 町長公室(☎0727-66-0001)

〒666-0292兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11の1

選挙特集号

兵庫県知事選挙は 10月25日(日)

いい笑顔咲かす兵庫にこの一票

任期満了に伴う兵庫県知事選挙は、本日10月8日(木)に告示され、10月25日(日)が投票日です。兵庫県の二十一世紀を託す大切な選挙ですので、家族そろって投票へ行きましょう。

投票できる人

町内で投票できる人は、昭和五十二年十月二十六日までに生まれた人で、平成十年七月七日以前から引き続き町の住民基本台帳に登録されている人です。
また、七月八日以降の県内市町間での住所異動者は、前住所地で投票することになります。この場合、新住所地で発行する「引き続き県内居住証明書」を提示し、前住所地で投票してください。該当する人は証明書を新住所地の住民課(市民課)で受けてください。なお、他府県へ転出された場合

投票所と入場券

投票所は裏面の表のとおり、町内十三カ所に設置します。
また、投票入場券を郵送します。投票当日、あるいは不在者投票時(未着の場合はいりません)に持参ください。
なお、入場券がなくとも選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、当日係員に申し出てください。

選挙公報

各候補者の経歴や抱負などを掲載した選挙公報は新聞折込で配布します。新聞を購読されていない家庭には郵送します。

あなたの一票は、

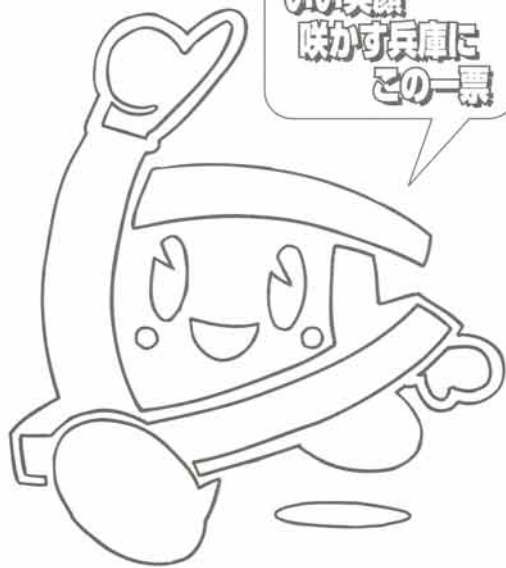
兵庫県が大好きの意志表示です。

すべての応募作品は投票所に掲示

兵庫県知事選挙のマスコットキャラクター「ひょう太くん」のぬりえ完成作品を募集します。すべての応募作品は、投票日当日、応募者の該当する投票所に掲示します。下記のぬりえをハガキに貼り、住所、氏名、年齢(年齢不問)を記入し、10月15日(木)必着で町選挙管理委員会(〒666-0292 猪名川町役場 総務課内)へ郵送ください。なお、応募作品は返却しません。

キリトリ線

いい笑顔
咲かす兵庫に
この一票



キリトリ線

なまえ _____ (歳)
住所 _____

キリトリ線

「ひょう太くん」ぬりえ大募集!!

不在者投票一覧

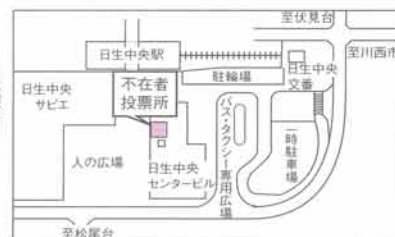
投票所	開設期間	時間
役場1階 大会議室	10月8日(木) ～10月25日(日) (土・日曜日含む)	午前8時30分 ～午後8時
日生中央 センタービル1階 (下図参照)	10月21日(木) ～10月24日(日)	

郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある人は、郵便による不在者投票をすることができ、その際には「郵便投票証明書」が必要です。この証明書は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人などに発行しています。「郵便投票証明書」を持ってい

駅前でも不在者投票が可能に

投票日当日、仕事や旅行、ショッピングなどで投票に行くことができない人は、あらかじめ投票を済ませておく不在者投票の制度があります。不在者投票についても二日間延長され、午後八時までとなりました。(印刷要)



病院での不在者投票

都道府県選挙管理委員会の指定する病院(老人ホーム含む)に入院している人についても不在者投票制度がありますので、病院に問い合わせてください。

選挙に関する
問い合わせは
町選挙管理委員会
☎66-8708

投票所へ行こう



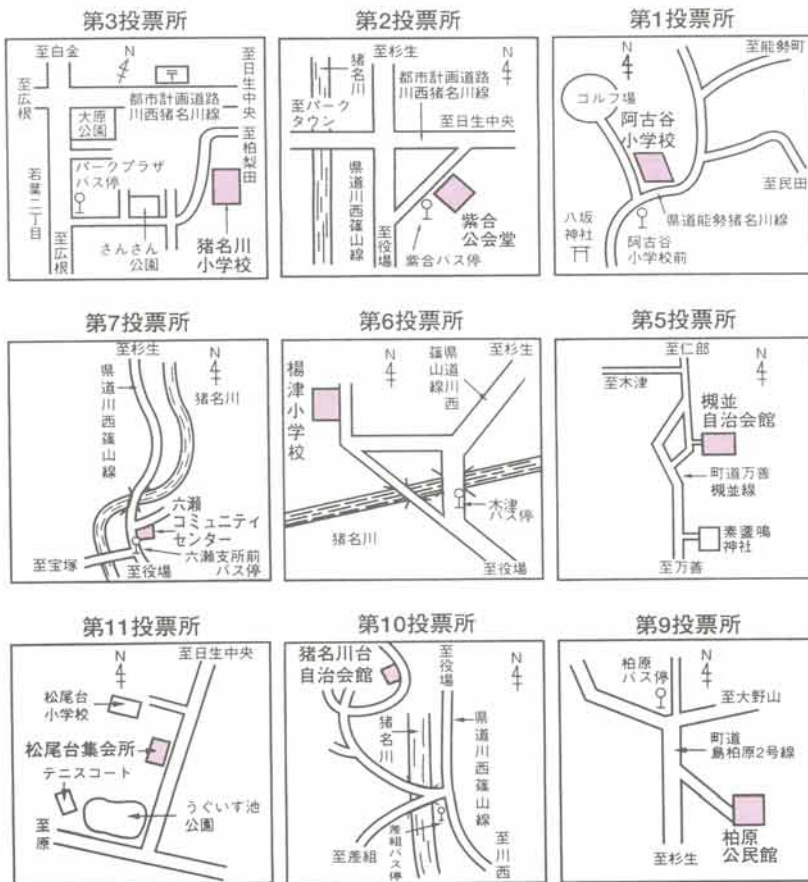
投票時間は午前7時から午後8時

町内十三カ所の投票所で十月二十五日（日）午前七時から午後八時まで兵庫県知事選挙の投票が行われます。投票所は、大字や各地区内の有権者数と地理的な要因によって決められており、一覧表、地図のとおりです。

二十五日の投票日には、あなたの投票所を確認し、必ず投票しましょう。

朝市もあわせて開催

投票日当日、次の投票所で、猪名川町農協の協力による野菜即売の朝市を実施します。



場所、時間が限られていますので、認のうえおこしください。

▽場所 第3投票所（猪名川小学校）

▽時間 10月25日（日）午前8時〜10時（野菜がなくなり次第終了します。）

詳しくは、町選挙管理委員会事務局（総務課内六・八七七八）へ。

投票所一覧

投票区	投票所名称	区域(大字・町表示など)
1	阿古谷小学校体育館	民田、上阿古谷、下阿古谷
2	紫合公会堂	北田原、南田原、北野、紫合
3	猪名川小学校体育館	柏梨田、上野、若葉
4	広根公会堂	広根、銀山、猪瀬、つつが丘
5	槻並自治会館	槻並
6	楊津小学校特別教室(1階)	万善、木津、木間生
7	六瀬コミュニティセンター憩いの部屋	朽原、林田、笹尾、清水(のうち字平田、馬場、長田の区域を除く)
8	大島小学校たんぼ教室	清水(のうち字平田、馬場、長田の区域)、清水東、仁頂寺、島、鎌倉、西畑、杉生、旭ヶ丘
9	柏原公民館集会室	柏原
10	猪名川台自治会館	差組、肝川
11	松尾台集会所	原、松尾台
12	伏見台集会所	内馬場、伏見台
13	白金小学校体育館	白金

第12投票所



第13投票所



3ない運動で明るい選挙を

公職選挙法では、政治家や候補者または、候補者になろうとする人が、有権者に「寄附」をすることを禁止しています。

また、有権者もこれらの寄附を求めたり受け取ったりしてはいけません。

次の行為も選挙違反となります。

▷政党、その他の政治団体による氏名などの宣伝活動（宣伝カー・文書図画など）

▷候補者などが有権者の家を訪問し、投票依頼をすること

▷選挙事務所の酒・ビールなど飲食物の提供（法規内での弁当・茶菓子を除く）

きれいな選挙は、正しい民主政治の基礎です。私たちのくらしにつながる政治や選挙を一人ひとりの問題として、有権者がしっかり見守りましょう。

3ない運動



贈らない
求めない
受け取らない